

令和 8 年度

除雪支援システム業務委託

特記仕様書

福 島 県
道 路 管 理 課

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、除雪支援システム業務委託に適用する。

第2条 通則

本調査の実施にあたっては、本特記仕様書に加え、「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」に基づいて行うものとする。

第3条 目的

本業務は、福島県が実施する冬季通行止め道路における春先除雪業務において、GNSS 受信機及びアンテナ、タブレット端末を活用し、積雪のため目視できない道路に見える化する除雪支援システム（以下「本システム」という）の提供（ライセンス）および関連機器の貸与並びに運用支援を通じて、春先除雪の効率化を図ることを目的とする。

第4条 疑義の取り扱い

特記仕様書および設計図書等に明記のない事項や疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

第5条 交通安全管理

受注者は、業務の遂行にあたり交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

本業務に起因して第三者に損害が生じた場合は、受注者の責任において措置するものとする。

第6条 諸法規の遵守について

受注者は、業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守するものとする。また、法令の運用に関わる責任と費用については、受注者が負担するものとする。

第2章 除雪支援システム

第7条 対象路線

本業務における対象路線は、県道福島吾妻裏磐梯線（磐梯吾妻スカイライン）の冬期通行止区間 L = 28.7 km とする。

第8条 業務内容

本業務における業務内容は以下の内容を行うものとする。

- (1) 除雪支援システムの提供
- (2) 車載機器レンタル及び車載機器設置
- (3) 操作説明会の実施
- (4) 除雪支援システムの運用支援
- (5) 事後評価

第9条 計画準備

本業務を履行するにあたり、目的や趣旨を把握したうえで、業務上必要な資料収集を行い、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

第10条 除雪支援システムの提供

対象路線における令和9年3月1日からの春先除雪作業に使用する除雪支援システムを2月末までに構築し、発注者に提供する。

なお、支援システム構築に必要な地形・路線情報データ（3次元点群データ）については、発注者より提供するものとし、発注者との打合せによりシステムの地図仕様等の調整を行う。

第11条 車載機器のレンタル

受注者は、本業務に使用する第10条を満足する機器について、業務期間中発注者にレンタルするものとする。

使用期間は別途契約に定める期間とし、受注者はレンタル機器に関して以下の対応を行うこと。

- (1) 機器故障時の迅速な交換対応
- (2) 運用支援（操作問い合わせへの対応等）
- (3) 必要に応じた設定変更支援

第12条 車載機器設置

除雪システムを実装したタブレット・GNSS機器を、対象路線の春先除雪に使用する除雪機械4台に設置する。

各機器は除雪車両への着脱が可能であり、非除雪期には取り外し可能なものとする。また、現場環境に応じた機器選定および調整を行うこと。

第13条 操作説明会の実施

受注者は、システムの操作方法に関する説明会を実施する。実施内容については、受注後に改めて発注者と協議することとする。なお、説明会の実施回数については、受注者は発注者と協議の上、回数を変更することができるものとする。

第14条 除雪支援システムの運用支援

受注者は、本システムの安定的な運用を確保するため、業務期間中における発注者からの問い合わせ対応及び障害対応を行う体制を有するものとし、操作方法及び不具合に関する問い合わせに対応できる窓口を設置することとする。

機器又はシステムに障害が発生した場合、速やかに原因を特定し、復旧対応を実施すること。また、機器故障時は代替機の提供等により本契約への影響を最小限に抑えること。

第15条 報告書作成

本業務において作成した資料の整理、とりまとめを行うものとする。

とりまとめ時には、今後に向けた操作性や有用性の評価を併せて行う。

第16条 打合せ

打合せは、以下の5回を行うものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 除雪支援システム構築前
- (3) 除雪支援システム構築後
- (4) システム運用時
- (5) 成果品納入時

業務着手時および成果品納入時の打合せには、主任技術者が立ち会うものとする。

第17条 成果品の提出

本業務の成果品は、以下の項目を格納した電子媒体を1部提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 機器設置報告書
- (3) システム仕様及び操作説明書
- (4) システムログ報告書
- (5) その他打合せ記録等

なお、電子成果品にあたっては、福島県が策定した「福島県電子納品等運用ガイドライン（業務委託編）」に基づき電子データを作成し、ウイルス対策を実施した上で納品するものとする。

また、成果品の著作権（版権）はすべて発注者に帰属するものとする。

第18条 その他

- (1) 使用上の取り扱いについて

本システムの利用にあたっては、現場状況やGNSS受信環境等の影響により、表示内容又は測位精度に誤差が生じる場合があることを踏まえ、発注者はこれを理解した上で運用するものとする。また、本システムは除雪支援を目的とするものであり、安全運転の責は運転者にあるものとする。

- (2) 不具合対応について

発注者において、本システム又は機器に不具合が認められた場合は、その旨を受注者に通知するものとする。受注者は、当該不具合が受注者の責に帰すべき事由による場合、速やかに確認のうえ、必要な修正や交換又は補修等の対応を行うこととする。